

魚津市告示第83号

魚津市介護相談員派遣事業実施要綱の一部改正について
魚津市介護相談員派遣事業実施要綱（平成14年魚津市告示第66号）の
一部を次のように改正する。

令和3年3月29日

魚津市長 村椿 晃

題名中「介護相談員」を「介護サービス相談員」に改める。

第1条中「介護相談員」を「介護サービス相談員」に、「に派遣」を
「等に派遣」に、「介護保険サービスの質的向上」を「介護保険サービ
スをはじめとするサービスの質的向上及び利用者の自立した日常生活の
実現」に改める。

第2条第1項第2号中「国が行う介護相談員養成研修等」を「本市が
指定する」に改める。

第4条中「介護相談員活動報告書」を「介護サービス相談員活動報告
書」に、「介護相談員訪問記録」を「介護サービス相談員訪問記録」に
改める。

第7条第2項中「事業所は」を「事業所等は」に、「魚津市介護相談
員派遣申出書」を「魚津市サービス介護相談員派遣申出書」に改める。

第9条中「介護相談員」を「介護サービス相談員」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

介護サービス相談員訪問記録

____年 ____月分

介護サービス相談員氏名 _____

訪問日	活動状況及び特記事項等	備考
日		
日		
日		
日		
日		

様式第3号（第7条関係）

魚津市介護サービス相談員派遣申出書

年 月 日

魚津市長 あて

住 所
法 人 名
代表者氏名
電 話 ()

魚津市介護サービス相談員派遣事業実施要綱第7条第2項の規定により、魚津市介護サービス相談員の派遣を申し出ます。

事業所等の名称	所在地及び電話	施設責任者の氏名
	電話 ()	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。